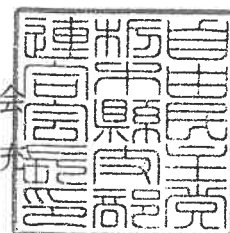


栃木県知事 福田 富一様

令和5年度当初予算に対する
要 望 書

令和5年1月25日

自由民主党栃木県支部連合会
会長 茂木 敏夫



とちぎ自民党議員
会長 螺 良 昭



趣 旨

新型コロナウイルス感染症の発生から3年が経過し、国内においては、「ウイズコロナ」の考え方の下で徐々に社会経済活動の正常化が進みつつあるが、現在、第8波となる感染拡大による医療逼迫の状況はかつてないレベルにあり、さらには、新変異株「XBB.1.5」の出現やインフルエンザとの同時流行の兆しが見えており、予断を許さない状況になっている。

一方、ロシアのウクライナ侵略を背景とした世界的な物価高騰や円安の影響、北朝鮮の相次ぐミサイル発射や米中の緊張関係など、国際情勢の緊迫度の高まりに加え、地球温暖化による気候変動危機など、時代は大きな転換期を迎えている。

国では、こうした世界情勢や経済、環境などの歴史的転換期に対応すべく、昨年10月に事業規模71.6兆円の「総合経済対策」を取りまとめ、12月に総額29.1兆円の「令和4年度第2次補正予算」を成立させた。

また、過去最大114.4兆円となる令和5（2023）年度予算に係る政府与党の「予算編成大綱」では、足元の物価高騰を克服し、日本経済を力強い成長軌道に乗せていく方針を示し、スタートアップの環境整備やGX、DXへの投資促進、インバウンドの回復、サプライチェーンの強靱化、継続的な賃上げ等に取り組む姿勢を鮮明にするとともに、新型コロナウイルス感染症から命を守りながら社会経済活動との両立を図ることや、「デジタル田園都市国家構想」という新たな地方創生の加速化、こども・子育て支援の拡充、教育・人材力の強化、農林水産業の成長産業化と食料安全保障の確立、徹底した災害対策、毅然とした外交・安全保障といった課題について、予算を重点配分することが明記されている。

このような中、本県の人口は本年内に190万人を割り込む推計が示されていることから、人口減少社会到来の加速化を直視せざるを得ない状況にあり、栃木県勢の衰退に深刻な危機感を抱いている。前述の「デジタル田園都市国家構想」や「新しい資本主義」への理念に積極的に呼応しながら、直面する県政課題を解決し、成長のエンジンへと転換を図り、「人が育ち、地域が活きる 未来に誇れる元気な“とちぎ”」の実現に力強く邁進していく必要がある。

令和5（2023）年度の本県については、今年の「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」を成功裡に収めたレガシーの継承や、本年6月のG7男女共同参画・女性活躍閣僚会合の日光市開催等を柱としながら、本県の魅力・実力の発信や地域の活性化に前進されることを大いに期待している。

さらに、本年は、栃木県誕生から150年を迎える節目の年であることから、県民を挙げた記念事業などを通して「みんなで創る 未来のとちぎ」のスローガンの下、栃木県の新時代の姿を描く機会とすべきであり、先人たちが幾多の苦難を克服し今日があるという歴史観に立脚しつつ、時代の大きな転換期にある潮流を的確に捉えたスピード感をもった改革と未来志向の大胆な取組を求めるものである。

とちぎ自民党議員会は、あらゆる機会を捉えて県民・市町・各種団体等からの要請を受けてきており、今般、特に重要な課題について「令和5年度当初予算に対する要望書」として取りまとめたので、県においては、鋭意検討の上、それぞれの措置を講じられるよう強く要望するものである。

I 予算要望事項

単位：千円
() 内は内数

1. 保健・医療・福祉施策の充実について

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症は、未だ世界各地で断続的に感染を繰り返しており、国内においても、昨年後半から第8波が継続し、多くの感染者が出ている。

本県においても、幅広い世代で感染が拡がり続け、県民生活全般への影響が長期化している。しかしながら、オミクロン株の特性やワクチン接種の進捗等により、高齢者の重症化リスクは高い一方、若者のリスクは低くなっていることや、国において感染症法上の分類の見直しの議論が進められるなど、過去の感染と様相を異にしている。

こうした状況に的確に対応し、感染防止対策と社会経済活動の両立を図るため、医療提供体制の強化、検査体制の確保、ワクチン接種の促進に積極的に取り組むこと。

(重点事業)

○新型コロナウイルス感染症医療提供体制整備事業費	27,876,354
○新型コロナウイルス感染症検査体制整備事業費	1,829,431
○新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業費	1,318,312

(2) 誰もが安心して暮らせる社会の実現について

子どもから高齢者までの誰もが、住み慣れた地域で適切な福祉サービスを安心して受けられるよう、その基盤となる施設の整備等を計画的に進めること。

さらに、本年度のヤングケアラー実態調査で把握した結果等を有効活用し、早期発見から具体的な支援に速やかにつなげる対策を講じること。

(重点事業)

○介護基盤整備等事業費	2,417,428
○社会福祉施設等整備助成費	1,260,230
○ヤングケアラー総合支援事業費	18,842

(3) 子ども・子育て支援の推進について

県は、これまでも結婚や子育ての支援に取り組んできたが、未だ未婚化や少子化に歯止めがかかっていない状況にある。引き続き出会いの場の創出に努めるとともに、子どもを持ちたいと思う家庭の願いが叶えられるよう、結婚や出産を望む若年者を社会全体で積極的に支援していく必要がある。

については、結婚応援に係る支援策の強化を図るとともに、安心して子どもを産

み育てられるよう、医療・福祉サービスの充実や児童の健全育成に資する施設の整備、幼児の教育環境の向上に対する支援に取り組むこと。

(重点事業)

○結婚から子育てまで女性に選ばれるとちぎ実現事業費	95,580
○こども・妊産婦医療対策費	3,288,869
○出産・子育て応援事業費	1,310,930
○安心こども特別対策事業費	359,375
○子ども総合科学館大規模改修費	760,941
○幼稚園運営費補助金	1,058,451

2. 安全・安心な県民生活の確保について

(1) 公共事業等の推進について

県民の生活や経済活動の基盤となる道路・河川や農業水利施設等の社会資本の整備を推進するとともに、老朽化した施設の維持管理や修繕等に計画的に取り組むこと。

また、頻発化・激甚化が予想される災害に備え、地元住民の不安を払拭するため、改良復旧事業を含む河川整備等に計画的に取り組むこと。

また、堆積土の除去等が必要な箇所について、緊急防災・減災対策事業等により、重点的に取り組むこと。

加えて、県民の防災意識を更に高め、災害時に迅速かつ適切な避難行動をとれるよう、防災教育に資する施設の整備を計画的に進めていくこと。

(重点事業)

○公共事業費（環境森林部）	4,392,628
○県単公共事業費（環境森林部）	305,238
	(政調上乗せ 50,000)
○公共事業費（農政部）	8,496,512
○県単公共事業費（農政部）	247,420
	(政調上乗せ 30,000)
○公共事業関連調査費（農政部）	15,000
	(政調上乗せ 15,000)
○公共事業費（県土整備部）	49,645,562
○県単公共事業費（県土整備部）	14,396,129
	(政調上乗せ 1,600,000)
○インフラDX推進事業費（一部県単公共・再掲）	90,000
	(政調上乗せ 90,000)

○公共事業関連調査費（県土整備部）	500,000
	(政調上乗せ 500,000)
○緊急防災・減災対策事業費	3,000,000
	(政調上乗せ 1,000,000)
○南摩ダム関連事業費（一部公共・再掲）	3,825,815
○水と緑の南摩の里整備費（再掲）	936,000
○盛土規制法基礎調査事業費	35,100
○新防災教育施設基本計画策定費	11,500

(2) 交通事故・犯罪防止対策の推進について

交通事故抑止に向け、信号機の新設・更新、管制システムの改修、道路標識・標示の更新など、交通安全施設の計画的な整備を推進すること。

(重点事業)

○交通安全施設整備費	1,896,864
	(政調上乗せ 211,000)
○交通捜査DX推進事業費	4,685

3. とちぎの未来創生に向けて

(1) 栃木県誕生 150 年を契機とした活力あるとちぎづくりについて

明治6（1873）年6月15日に今日の栃木県が成立してから今年で150年という記念すべき節目を迎える。長い歴史と先人のたゆまぬ努力によって、均衡のとれた産業の発展や地域の特性を生かした伝統・文化の振興などが遂げられ、現代に生きる我々はその恩恵を享受している。

については、栃木県誕生 150 年を契機として、これら有形無形の財産を次世代に伝えながら、郷土愛を育むことにより、活力あるとちぎづくりが図られるよう、県内各地において記念事業を展開すること。

(重点事業)

○栃木県誕生 150 年記念“未来へ届けるとちぎ”事業費	108,950
	(政調上乗せ 20,000)

(2) G7 男女共同参画・女性活躍担当大臣会合の成功と成果の継承について

本年6月に我が国で初めてのG7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が日光市で開催されることは、世界に対する本県の魅力発信やブランド力の向上等を図るとともに、本県における女性活躍を推進する上で絶好の機会である。

については、同会合の成功に向けて万全を期すとともに、会合を契機として、男女共同参画がより一層促進されるよう、国や市町と連携しながら効果的な施策を講じること。

(重点事業)

○G 7 男女共同参画・女性活躍担当大臣会合推進事業費	5,600
○G 7 男女共同参画推進事業費	2,500

(3) 魅力・活力あふれる地域づくりについて

人口減少を克服し、地域の活力を維持するためには、女性や若者の県内への定着促進が必要であり、そのためにも多くの方々が本県に魅力と愛着を感じ、住みたい・住み続けたいと思うことが極めて重要である。

このため、本県への人の流れの創出や女性活躍の促進、文化の振興に資する施策を積極的に展開すること。

(重点事業)

○移住定住促進・関係人口創出事業費	121,135
○女性等に魅力ある雇用・産業創出事業費	87,072
○デジタル化で残し伝えとちぎの文化発信事業費	85,052
○若者・女性に選ばれる中山間地域農業モデル創出事業費	3,670

(4) 県庁周辺の県有施設等に係る整備について

県立美術館・図書館については、それぞれ築 50 年以上となり、施設の老朽化により収蔵物の保管等に支障を来すなど、再整備の時期を迎えている。

については、県民誰もが親しめる「文化と知」の創造拠点となるよう、関連する文書館も含め、県議会、県民、有識者等の意見を踏まえながら、新たな時代を見据えた整備構想の策定等を進めること。

また、県庁舎周辺の活用可能な県有地についても、民間活力の導入も視野に入れた利活用の検討を進めること。

(重点事業)

○「文化と知」の創造拠点整備構想策定事業費	32,431
○県庁舎周辺整備検討事業費	9,900

(5) 県内自治体におけるDX推進について

社会全体のデジタル化が進行する中、各種施策を効果的・効率的に進め、住民の利便性向上や地域の活性化を図っていくためには、自治体におけるDXの推進が喫緊の課題であることから、デジタル人材の確保・育成に努めること。

(重点事業)

○とちぎデジタルトランスフォーメーション体制強化事業費	46,152
-----------------------------	--------

4. 国体・全国障害者スポーツ大会のレガシーの継承について

本県では42年ぶりの開催となった「いちご一会とちぎ国体」及び初開催となった「いちご一会とちぎ大会」は、徹底した感染防止対策のもと、県外から来県された選手、関係者にも安心して参加いただき、無事に閉幕を迎えるとともに、多くの方々に本県の魅力を存分に堪能いただくなど、大きな成果を上げたところである。

については、両大会を通して得られた成果をレガシーとして継承し、今後の本県のスポーツ振興や障害者の方も暮らしやすい社会の形成につなげることにより、より一層の地域活性化を図っていくこと。

(重点事業)

○とちぎスポーツの活用による地域活性化推進事業費	64,869
○競技力向上費	285,140
○いちご一会とちぎ感動スポーツプロジェクト推進事業費	10,000
○とちぎ大会レガシー継承推進事業費	94,409
○いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会レガシー基金(仮称)創設費	500,020

5. 県内経済の活性化について

(1) 産業の振興等について

グリーン社会の実現に向けた世界的な動きや、デジタル化・グローバル化の進展などにより、社会経済環境は刻々と変化している。

については、本県経済の持続的な成長・発展を実現するため、今後重要性を増すグリーン成長産業の創出、本県の特性を踏まえたものづくり産業等の振興を図るとともに、中小企業・小規模事業者の経営安定等に資する資金調達の円滑化等に努めること。

また、生産拠点の国内回帰やオフィスの地方移転等の動きに対応した企業誘致に注力するとともに、戦略的な企業立地・集積促進に取り組むほか、既立地企業の定着促進を図ること。

あわせて、経済の成長・発展を支える産業人材の確保・育成に積極的に取り組むこと。

(重点事業)

○カーボンニュートラル実現に向けた産業成長推進事業費	125,113
○カーボンニュートラル推進事業費(一部再掲)	1,008,422
(政調上乘せ)	10,000)
○ものづくり産業躍進プロジェクト推進事業費(一部再掲)	212,099

○産業活性化金融対策費	40,104,200
○女性等に魅力ある雇用・産業創出事業費（再掲）	87,072
○企業立地推進補助金	3,509,301
○「とちぎ職業人材カレッジ」（仮称）推進事業費	83,155
○在校生技能検定受検料減免事業費	9,450

（2）戦略的な観光誘客の推進について

コロナ禍から戻りつつある国内観光客を本県に呼び込むため、デジタルメディア等を活用したPRや首都圏におけるイベント等を行うとともに、栃木県誕生150年の記念事業やG7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合の開催との相乗効果を最大限発揮できるよう、戦略的な観光誘客に取り組むこと。

さらに、インバウンド誘客に向けて、デジタルマーケティングとリアルマーケティングを効果的に組み合わせながら、海外の有望市場に対して積極的な観光プロモーションを実施すること。

（重点事業）

○観光キャンペーン推進事業費	94,284
○とちぎインバウンド強化対策事業費	172,324

6. 環境対策の推進について

地球温暖化による気候変動は、海面水位の変化、洪水や干ばつなどを引き起こし、世界中に深刻な影響を及ぼしている。

こうした中、国が掲げる2050年カーボンニュートラル実現のためにも、温室効果ガスを削減し、環境への負荷を低減させていくことが極めて重要になっている。

については、「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」に掲げた目標の達成に向け、各種の施策を積極的に進めていくこと。

また、本年完成予定の県営処分場「エコグリーンとちぎ」が円滑に稼働できるよう、整備を進めること。

（重点事業）

○カーボンニュートラル推進事業費（再掲）	1,008,422
	（政調上乘せ 10,000※再掲）
○県営最終処分場整備運営事業費	684,283

7. 農林業の振興について

(1) 農産物の生産力強化について

本県農業の成長産業化を進め、持続的に発展させていくため、園芸生産の更なる拡大に向け、いちご、にら、なし等の施設園芸について、一層の振興を図ること。

また、需要が減少している米については、生産性・収益性の高い米づくりや消費者のニーズを踏まえた品種への転換を推進するとともに、販路拡大等にも取り組むこと。

(重点事業)

○園芸大国とちぎづくりフル加速推進事業費	1,062,821
(政調上乘せ)	40,000)
○栃木の米づくりプロジェクト推進事業費	158,152
○マーケットインの新たな米チャレンジ事業費	4,742
○作付転換拡大緊急対策支援事業費	22,000
(政調上乘せ)	22,000)

(2) 県産農産物のブランド力強化と販路拡大について

県産農産物のブランド力強化を図るため、農産物ごとの特性に着目したプロモーションの推進や国内外におけるセールスの強化を図ること。

特に、米については、家庭での消費拡大を目標に据え、引き続き「とちぎの星」のブランド化と効果的なPR等を推進すること。

また、「とちあいか」をはじめとするいちごについては、「いちご王国・栃木」の地位を盤石なものとし、更なる販路拡大を実現するため、様々な手法を用いて認知度の向上に努めること。

(重点事業)

○とちぎの農産物ブランド力強化推進事業費（一部再掲）	75,512
(政調上乘せ)	10,000)
○とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業費（一部再掲）	112,536
(政調上乘せ)	5,000※再掲)

(3) 畜産等の振興について

物価高騰により甚大な影響を受けている耕種農家と畜産農家が、それぞれ有する水田や堆肥等の資源を相互に有効活用し、持続的な経営を行うことができるよう、協働体制の構築を推進すること。

(重点事業)

○持続的畜産経営推進事業費	38,091
---------------	--------

(4) 鳥獣被害対策について

野生鳥獣による農林業や生態系等への影響が深刻化・広域化する中、野生イノシシによる豚熱感染が引き続き懸念されるほか、シカ等による林業被害額が依然として高水準にあることから、市町や関係団体等と協力し、ICT等を活用した捕獲方法の実証や捕獲を担う人材の確保・育成に努めるなど、鳥獣害対策に積極的に取り組むこと。

(重点事業)

○地域ぐるみの総合的な鳥獣対策促進事業費	414,077
(政調上乗せ)	8,000)

(5) 林業・木材産業の成長産業化等について

本県林業・木材産業の持続的かつ健全な発展に向け、森林環境の保全を図るとともに、林業従事者の作業環境の改善に努めながら、とちぎ材の安定的な供給体制の構築や高付加価値化に取り組むこと。

また、本県林業の将来を見据え、林業に関する幅広い知識・技術を有する人材を確保・育成できるよう、令和6(2024)年度の栃木県林業大学校開校に向けて、万全の準備を整えていくこと。

(重点事業)

○とちぎの元気な森づくり県民税事業費(一部再掲)	1,046,301
○森林環境譲与税事業費	1,277,090
○とちぎ材の家づくり支援事業費	145,577
○公共事業費(環境森林部)(再掲)	4,392,628
○県単公共事業費(環境森林部)(再掲)	305,238
(政調上乗せ)	50,000※再掲)
○栃木県林業大学校整備費(再掲)	1,226,531

8. 教育環境の充実等について

「第二期県立高等学校再編計画」に基づき施設整備に努め、教育環境の充実を図るとともに、デジタルを活用し、新時代に対応した教育を推進するほか、県立学校の専門学科等の生徒の学習意欲向上等に資する取組を実施すること。

また、「栃木県立学校施設長寿命化保全計画」等に基づき、老朽化が進む施設の長寿命化対策を計画的かつ着実に進めること。

さらには、部活動の地域移行が円滑に進むよう、移行に伴う諸課題への対応を検討しながら、必要な指導者の養成等に努めること。

あわせて、私立小中高校の安定的な運営に向けて、私学の振興に取り組むこと。

(重点事業)

○足利高校整備事業費	3,323,726
○教育DX推進事業費	110,502
	(政調上乗せ 36,520)
○全国産業教育フェア事業費	13,659
○県立学校施設長寿命化推進事業費	2,323,665
	(政調上乗せ 40,000)
○地域部活動推進事業費	69,171
○小・中・高校助成費	5,892,181

計 72重点事業 191,479,253千円

(政調上乗せ 3,637,520千円)

Ⅱ－① 政策要望事項（特別要望事項）

1. 原油・原材料価格の高騰等への対応について

ウィズコロナの下、社会経済活動が回復基調にある中、原油・原材料価格の高騰等の影響は長期化し、県民生活や事業活動に支障が生じている。

県ではこれまでも、中小企業・小規模事業者や運輸・交通事業者、農業者、生活困窮者等に対するさまざまな支援策を講じてきたが、引き続き、県民生活や県内経済の動向等を注視しながら、その状況に応じた、効果のある対策を講じること。

2. 栃木県誕生 150 年及び G 7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担

当大臣会合を契機とした取組について

令和 5（2023）年度は、G 7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が日光市で開催されることとなり、栃木県誕生 150 年を迎えるに当たってはこれ以上ない環境が整っている。

記念行事の実施に当たっては、県民の郷土愛の醸成や本県の魅力向上、若者の活躍促進等につながるよう、オールとちぎで取組を進めるとともに、市町とも連携しながら、大臣会合との相乗効果を発揮しつつ、効果的な情報発信を行うこと。

さらには、大臣会合を更なる女性活躍の契機とし、男女がともに輝く“とちぎ”の実現につなげていくこと。

3. グリーン社会の実現について

（1）2050 年カーボンニュートラル実現に向けた取組について

国が 2050 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現を掲げている中、本県においても、この取組を県民総ぐるみで着実に進め、経済と環境の好循環によるグリーン社会の実現につなげていくことが重要である。

このため、カーボンニュートラルの実現に向けた理念や取組を各主体と共有しながら、オール栃木体制のもと、目標の達成に向けた施策を戦略的かつ着実に推進していくこと。

さらに、カーボンニュートラルの実現に向けては、地域の実情を把握している市町の役割が極めて重要であることから、市町自らが脱炭素化に取り組むことができるよう、積極的に支援すること。

(2) グリーン成長産業の振興について

産業界における脱炭素化に向け、県内企業への普及啓発を行うとともに、排出量削減の取組や脱炭素化に資する技術開発を行う企業に対する支援に努めること。

特に、本県の基幹産業である自動車産業においては、電動化の進展によるマイナスの影響も懸念されることから、本県自動車関連企業の持続的な発展に向け、積極的な支援策を講じること。

(3) 交通分野の脱炭素化について

カーボンニュートラルの実現のためには、電気自動車等の導入を加速化していくことが重要であることから、充電インフラの整備とあわせ、普及拡大に向けた施策に取り組むこと。

また、県内のバス事業者も構成員となった事業者が、国の事業の採択を受け、路線バスに電気バスを導入し、実証事業を行う取組については、県が策定したロードマップに掲げる交通分野の温室効果ガス排出目標の達成に寄与することから、県としても必要な支援を行うこと。

4. 文化とスポーツの振興による地域の活性化について

県は、令和5（2023）年度の組織改編において、文化・スポーツの一層の振興を図るため、これらに係る分掌事務を教育委員会から知事部局に移管し、生活文化スポーツ部を設置することとした。

文化・スポーツに係る施策は中長期的な視点を伴う総合的な分野であることから、これまでの取組を継承しながら、更に発展的な施策展開が図れるよう、ビジョンの明確化や情報の共有、デジタルの積極的な活用などを進めるとともに、多様な価値を生かしながら、地域振興につなげていくこと。

また、来年度創設を目指しているスポーツコミッションにおいては、中長期的な視野、時代に即した視点を持ちながら、県内における地域活性化の新たな起爆剤となるよう、市町や民間企業との連携を進めること。

Ⅱ－② 政策要望事項（全体要望事項）

1. 県内経済の活性化について

（1）本県産業の競争力強化について

①成長産業への支援について

県では、自動車、航空宇宙、医療福祉機器の戦略3産業に加え、未来3技術としてAI・IoT・ロボット、光学、環境・新素材の活用を通じた成長産業における競争力強化を図ることとしており、このためには、企業における人材の育成や技術開発が重要であることから、積極的に支援すること。

また、県内中小企業の優れたニッチ技術や特許を持つ企業等の更なる発掘に努め重点的に支援するとともに、経済安全保障の観点からも国と連携しながら、県内中小企業等における重要技術の流出防止などの対策を支援すること。

②県内企業へのデジタル技術の導入について

県内企業の経営の効率化や生産性の向上に向けては、デジタル技術の導入が有効であることから、とちぎビジネスAIセンター等の取組強化により、県内企業のAI・IoT等の導入促進を図ること。

③産業人材の育成、確保について

県内企業が円滑に人材を確保できるよう、職業訓練や就職支援に積極的に取り組むこと。

特に、国が受検手数料の減免措置を縮小した「技能検定」について、国において減免措置の見直しを行わない場合には、県において必要な対策を講じること。

また、就職氷河期世代の活躍に向けて、国と連携しながら、効果的な支援を実施するなど、更なる成果が上がるように積極的に取り組むこと。

さらに、女性や高齢者など多様な人材が活躍できる社会づくりを目指し、働き方改革の推進やテレワークの普及等により、柔軟で働きやすい環境の整備を図ること。

（2）企業誘致の推進について

生産拠点の国内回帰や自然災害による浸水リスクを想定した事業所移転等の企業の動きに加え、国の経済安全保障の確保に向けた動きもあることから、引き続き、企業ニーズを踏まえた産業団地の整備に加え、サプライチェーンの見直し・

強化を図る企業への支援に取り組むとともに、半導体などの成長産業の集積に向け、更なる優遇制度の充実強化を図るなど、積極的な企業誘致を推進すること。

(3) 県内中小企業等への支援について

長引くコロナ禍に加え、原油・原材料価格の高騰等の影響を受け、今後、いわゆるコロナ融資等の本格的な返済が始まる県内中小企業等においては、事業継続が困難となる状況が懸念されることから、資金面での下支えなど、事業者の事業継続に向けた更なる支援に取り組むこと。

また、「栃木県中小企業活性化協議会」や「栃木県事業承継・引継ぎ支援センター」等と連携しながら、企業再生・事業承継への支援に取り組むこと。

さらに、商工団体等と連携しながら、国の事業再構築補助金やものづくり補助金などを活用し、ポストコロナを見据えた新事業展開や業態転換を図る事業者に対する支援を行うこと。

(4) 国際戦略の推進について

昨年12月に実施したベトナム・タイでのトップセールスの成果が一過性のものとならないよう、市町や商工団体、農業団体、ジェトロ等の関係団体と一体となってオールとちぎでフォローアップを行うなど、県産品・県産農産物の輸出拡大等につなげる施策を講じること。

また、本県との友好交流先など、他の国・地域に対しても、感染状況や経済状況等を踏まえながら、とちぎ型大使館外交や現地でのトップセールスを行うなど、積極的に国際戦略を推進すること。

(5) 観光関連産業の振興について

デジタル・リアルによる観光プロモーションや北関東3県をはじめ近隣県と連携した周遊型観光の充実などにより本県への誘客を促進するほか、観光動向等を踏まえ、観光資源の磨き上げや新たな旅行商品の造成、観光客の安全安心な受入環境の整備などを行う観光関連事業者を支援すること。

特に、水際対策の大幅な緩和を受け、インバウンドが急速に回復しつつあることから、本県への誘客に向けた効果的な施策を展開し、本県インバウンドのV字回復を図るとともに、栃木県誕生150年やG7関係閣僚会合等の機会を捉え、国内外に効果的に情報発信を行うなど、積極的に観光施策を講じること。

さらに、観光地での新たな観光資源の創出を目的としたサイクルツーリズムの推進等について、栃木県自転車活用推進計画に基づき着実に取り組むこと。

2. 安全・安心な地域社会づくりについて

(1) 建設業の担い手の育成・確保について

建設業における担い手の育成・確保や労働環境の改善のため、職場環境改善の推進や余裕期間設定による平準化、地域の実情に応じた共同受注方式の活用を進めるほか、ICT等を活用した生産性の向上等に努めること。

また、昨今の原材料費、エネルギーコスト等の高騰状況を踏まえ、建設資材や労務等の設計単価に適切に反映するとともに、労務単価については、建設業の罰則付き時間外労働規制の適用を見据え、週休2日制工事等を導入できるよう、年間収入や必要経費を確保するための価格設定や補正率の引き上げを行うこと。

加えて、ICT等の活用による省力化を図り、監理技術者の兼務について検討すること。あわせて、工事契約後の単価の高騰に伴う単品スライド等の申請手続きの簡略化など、受注者が利用しやすいものとする。

(2) 社会資本の老朽化対策について

老朽化が進む道路・河川等の社会資本については、公共施設等総合管理基本方針に基づき、施設ごとの長寿命化修繕計画を着実に推進するとともに、その財源の確保に努めること。

なお、老朽化した県有建築物の長寿命化改修工事に際しては、省エネ設備、再生可能エネルギー、避難所としての機能、被災時の自家発電設備、屋根や壁等の遮熱塗装、非接触型設備、抗菌素材など、新たな生活様式に対応した技術の効果や実績を踏まえて検討すること。

(3) 道路の整備と適切な維持管理について

高速道路の機能強化や幹線道路ネットワークの整備など、広域的な連携・交流を支える基盤づくりを推進するため、「とちぎの道路・交通ビジョン2021」に位置付けた広域道路について、構想路線の具体化や高規格道路等の早期事業化及び事業推進を図るとともに、新4号国道等の主要幹線道路の立体化などを国に強く働き掛けること。

また、県民の暮らしの安全を確保するため、通学路などの子どもの移動経路や生活に密着した身近な道路の交通安全対策を行うとともに、道路の適切な管理、機能確保を推進すること。

(4) 県内の公共交通網の確保・充実について

公共交通の確保・充実喫緊の課題であることから、地域公共交通活性化再生法の改正を踏まえ公共交通サービスの確保・充実に向けた検討を行うとともに、

鉄道駅等のバリアフリー化の促進や自動運転バスの運行に向けた機運醸成を図ること。

(5) 公共工事の迅速な施工のための用地等の取得について

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に呼応する事業や改良復旧事業などは迅速に用地を取得する必要があることから、栃木県土地開発公社等の関係団体とも協力し、地権者との用地交渉など、用地取得に関する問題解決が図られるよう取り組むこと。

また、地権者の世代交代や代替地などの特別な条件が用意できれば合意できるケースもあることから、宅地建物取引業協会等の民間団体やコンサルタント事業者とも協力し、問題解決に努めること。

(6) インフラ分野におけるDXの推進について

社会経済状況の激しい変化と複雑・多様化する県民ニーズに対応するため、インフラ分野においてもデータとデジタル技術を活用し、公共サービスの更なる向上とともに業務の効率化を図ること。

(7) 国の令和4年度補正予算に呼応した事業の計画的な執行について

国においては、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を昨年10月に閣議決定し、12月には令和4年度第2次補正予算を成立させ、この国の動きに対応し、県においても、12月議会において、防災・減災、国土強靱化をはじめとした公共事業等に係る補正予算を成立させたところである。

そこで、社会資本整備については、本補正予算の趣旨に鑑み、地域の安全・安心を確保するとともに、社会経済の成長を下支えするため、工事等の早期発注に努め、各事業を計画的に執行すること。

3. 災害対応力の強化に向けて

(1) 防災・減災対策の推進について

令和元年東日本台風による甚大な被害を踏まえ、改良復旧、堤防強化及び中小河川の堆積土除去を進めるとともに、流域治水を推進すること。加えて、渡良瀬遊水地の掘削を国に強く働きかけること。

また、激甚化する風水害や今後想定される大規模地震に備え、災害に強い強靱な道路ネットワークを構築すること。

(2) 災害に強い森づくりについて

近年、県内各地で林地崩壊や河川の氾濫などの被害が多発している。

こうした自然災害は今後ますます頻発化、激甚化が懸念されることから、より速やかに適正な森林整備や治山対策を進め、公益的機能の維持増進による災害に強い森づくりを推進すること。

(3) 市町の災害対応力の強化について

県においては、令和元年東日本台風の検証等を踏まえ、大規模災害時の体制整備について充実を図ってきたが、円滑な災害対応を図るためには、市町の災害対応力の強化、底上げも重要である。

については、中小河川の浸水想定区域の設定や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を踏まえ、避難所指定の見直しや避難所運営のあり方、備蓄の確保等について、広域的立場から市町に対し適切な支援を行うこと。

(4) 農村地域の防災・減災対策の強化について

農地・農業水利施設は、農作物の安定生産や農村地域の維持・保全を図る上で重要な基盤であるとともに、地域防災上、非常に重要な役割を担っていることから、農地・農業水利施設の活用や改修・更新などにより、農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策を強化すること。

(5) 避難行動要支援者対策の推進について

令和3（2021）年5月の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者一人一人について、事前に避難先や避難支援等実施者を定める個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたところである。

しかし、個人情報提供の同意等の課題により一部の方に対する作成にとどまっていることから、県内市町が個別避難計画を円滑に作成することができるよう、市町に対し適切な支援を行うこと。

(6) 災害対策等に係る執行体制の強化について

県は、令和5（2023）年度の組織改編において、頻発化・激甚化する自然災害に加え、県民生活を脅かす危機事象への対応強化のため、防災・危機管理に特化した単独局として危機管理防災局を設置することとした。

については、大規模災害等の発生時には、部局間の円滑な情報共有や迅速かつ的確な対応が一層重要となることから、災害対策等に係る執行体制の強化について、全庁一丸となって取り組んでいくこと。

(7) 医療関係団体との連携強化について

災害時において迅速かつ円滑に医療を提供するため、県では、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県柔道整復師会及び県栄養士会と災害時の医療救護に関する協定を締結し、災害時における医療救護活動の協力体制を確保しているが、今後、大規模災害において人的被害が発生した場合に必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう、これらの関係団体との更なる連携強化に努めるとともに、必要な支援を行うこと。

(8) 自衛隊との連携強化について

本県では、令和元年東日本台風や令和3（2021）年に発生した足利市での林野火災等の災害のほか、同年に発生した那須塩原市での豚熱に係る殺処分などの危機事象に関しても、自衛隊に派遣を要請し対応してきた。

今後、自然災害の頻発化・激甚化が懸念される中、県民の生命・財産を守るためには、自衛隊との連携がますます重要となってくることから、連絡・連携体制を強化していくこと。

(9) 消防団員の確保に向けた取組について

自然災害が頻発化・激甚化する中、消防団員に求められる役割が大きくなっていく一方で、消防団員数は減少を続けており、団員確保が大きな課題となっている。

については、県としても、団員確保に向けて、消防団活動の内容や魅力を広く発信するなど、消防団活動の理解を促進するための取組を積極的に展開すること。

4. 保健・医療・福祉施策の充実について

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

国における感染症法上の分類の見直しにより、県としての対策が大きく変更となることも想定されるが、必要となる保健所・検査・医療提供・ワクチン接種の各体制に万全を期し、新型コロナウイルス感染症から県民の命を守ること。

また、施設利用者の入院を含む高齢者施設のクラスター対策の推進と令和6（2024）年に義務化される介護施設のBCP（事業継続計画）の策定を支援し、感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスを展開できるように取り組むこと。

さらに、昨年10月に設置したコロナ後遺症相談センターについて、今後も後遺症とみられる症状をお持ちの方が安心して相談できるよう、適切な運用に努め

ること。

加えて、新興・再興感染症等の感染拡大時においても、救急医療などの必要な医療が適切に提供できるように、県立病院等の機能拡充を図ること。

(2) 医療・保健・福祉に係る人材の確保について

県内に一人でも多く勤務医を確保するため、医師のキャリア形成に応じた切れ目のない医師確保対策に積極的に取り組むこと。

また、看護師の更なる質の向上を図るとともに、その方策の一つとして、衛生福祉大学校の一部4年制化なども検討すること。

さらに、外国人介護人材の受入強化や介護ロボット・ICTの導入支援により、介護人材の確保・定着促進を図ること。

(3) 看護政策の充実について

認定看護師や専門看護師等の有資格者を県内の未配置医療機関に派遣する体制を整備し、その有効性の周知と活用促進を図ること。

また、看護職員確保のためには、離職の防止が重要であることから、特に離職率が高いとされる新任看護職員についての離職防止対策に取り組むこと。

(4) 地域包括ケアシステムの推進について

地域包括ケアシステムの更なる推進に向けて、独居高齢者の孤独対策や介護保険に頼らない介護予防の推進、地域包括支援センターの機能強化など、市町の取組を積極的に支援するとともに、薬剤師や柔道整復師などの専門職が活躍できるような環境づくりに努めること。

さらに、住民のニーズを的確に把握しながら、特別養護老人ホームなど介護サービスの基盤整備を進めるとともに、訪問看護ステーションについて、未設置市町や山間へき地等においては、その整備と供給量の確保並びに病院看護師の出向を支援すること。

(5) ケアラーへの支援について

栃木県ケアラー支援条例（仮称）の制定を見据え、県内全域でヤングケアラーをはじめとするケアラーに対する支援の充実が図られるよう、県内の先進的な市町や関係団体等と連携し、速やかに基本計画の策定に取り組むとともに、普及啓発をはじめとする支援策の検討を進めること。

(6) 児童相談所の機能強化について

児童虐待等の早期発見と対策の充実に向けて、市町や警察など関係機関との連携を強化するとともに、国が昨年 12 月に公表した「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童相談所の体制強化に取り組むこと。

さらに、児童相談所設置の方針を表明した宇都宮市と早期設置に向けた支援策等について協議すること。

あわせて、家庭での生活が困難となった場合の里親委託について、家庭と同様の養育環境を子供たちに提供するため、栃木フォスタリングセンターや里親との緊密な連携によりその充実を図ること。

(7) 福祉政策の推進について

県民の孤独・孤立を防ぐため、介護・障害者支援・児童福祉・救護等の社会福祉法人が行う福祉相談事業を推進すること。

また、栃木県障害者権利擁護センターによる支援の充実等により、障害者への虐待防止を図るとともに、成年後見制度の活用や地域生活支援拠点の整備などにより「親亡き後」の課題に取り組むこと。

(8) 生涯を通じた歯科健診の推進及び障害者歯科医療提供体制の確保について

「骨太の方針 2022」において「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討」が明記され、検討が進められることとなったことを踏まえ、県民の健康寿命の延伸、さらには医療費適正化に繋げるため、生涯を通じた歯科健診の受診について推進すること。

また、障害者歯科医療提供体制を確保するため、「とちぎ歯の健康センター」における障害者歯科診療が、今後も安定して提供されるよう十分配慮すること。

(9) 医薬品備蓄体制の整備について

新型コロナウイルス感染症の蔓延による特定の医薬品の流通不足や後発医薬品の出荷調整等によって、全国的に必要な医薬品が入手困難な状況が継続している。

そこで、県民の健康を守るため、安全安心な医薬品を適切に供給するとともに、新興感染症の蔓延や災害時など平時と異なる状況下でも適切に医薬品を供給できる体制を整備すること。

(10) 保育所、認定こども園、幼稚園等におけるこどもの安全確保について

幼稚園等の送迎用バスへの安全装置の装備導入が義務付けられたことから、該

当施設における導入を推進すること。

また、静岡県裾野市の認定こども園において保育士が園児虐待をして逮捕された事件が発生して以降、保育施設等における不適切保育の事案が相次いで報じられていることから、改めて保育所、認定こども園、幼稚園等における不適切保育の禁止の徹底を図り、こどもの安全確保に取り組むこと。

5. 農業行政の推進について

(1) 情勢変化に対応した力強い農業の確立に向けて

①食料安全保障の強化について

今般、食料の安定供給リスクの高まりから食料安全保障の強化が求められている。こうした情勢変化にも対応できる強い農業の確立が重要であることから、県産農産物等の積極的な活用に対し消費者の理解促進を図るとともに、生産コストの低減や堆肥の有効活用を進めること。

また、輸入依存度の高い小麦、大豆等の県内での増産に向けて、適切な支援を行うとともに、とうもろこし・牧草などの国産粗飼料の生産基盤の強化や流通・利用拡大に向けた取組を継続すること。

②スマート農業及び農業DXの推進について

農業現場の生産性を高め、省力化を図るため、スマート農業機器などの先端技術の導入を促進するとともに、データを活用し、一層の生産や流通の効率化などに取り組む農業DXを進め、農業の体質強化を図ること。

あわせて、農地の大区画化などスマート農業に対応した農地等の条件整備を推進すること。

③とちぎグリーン農業の推進について

SDGsやカーボンニュートラルの実現、気候変動への対応など、環境に配慮した持続可能な農業への関心が高まっている中、国で策定した「みどりの食料システム戦略」に呼応し、県においても今年度「とちぎグリーン農業推進方針」を策定し対応することとしている。

今後、この方針に基づき、農業者や農業団体・消費者団体等の理解醸成を図るとともに、化学肥料の使用量の低減や有機農業の拡大などに計画的に取り組むこと。

(2) 需要に応じた米生産について

県産米の在庫量は減少しつつあるが、今後の消費動向を踏まえ、需要が見込まれるマーケットに的確に対応するため、家庭向けや輸出・米粉などの用途に適した米づくりを進めるとともに、主食用米からの麦・大豆や野菜等の収益性の高い作物への作付転換をより一層促進すること。

なお、国で示している水田活用直接支払交付金における水張り条件等の交付要件の見直しにあたっては、生産現場の実態や課題を十分に踏まえた上で、必要な措置を講じるよう国に働きかけること。

また、本県で作付の多い飼料用米については、国の制度変更に対応した多収品種の導入が進むよう、必要な取組を進めること。

(3) 県産農畜産物の消費拡大について

人口減少や食生活の多様化により、県産農産物を代表する米については、依然として消費の減少が続いている。また、生産量全国第2位の生乳についても、業務用需要が回復傾向にあり、脱脂粉乳の在庫は減少しているものの、飲用向けの消費は減少している。

農業者の生産意欲を喚起し産地の維持を図るためにも、関係者が一体となって、米や牛乳乳製品をはじめとする県産農畜産物の消費拡大に係る施策を講じていくこと。

(4) 豚熱等の家畜伝染病の発生予防対策について

本県では令和4（2022）年7月に豚熱が国内最大規模の農場で発生した。

さらに今季は鳥インフルエンザが国内で大流行しており、これらが県内で発生すると農業のみならず地域経済も大きな打撃を受けることから、農場におけるウイルス侵入防止対策の一層の強化を図ること。

また、万が一豚熱が発生した場合は、すべての家畜の殺処分による農場管理者の心理的・経済的負担や、自治体の人的負担等が大きいことから、殺処分対象範囲の見直しを国に働きかけること。

(5) 農業人材の確保・育成について

担い手の減少は深刻な状況であることから、本県農業の魅力を広く発信し、農業に関心のある若者等を県内外から呼び込み、就農への定着を図るとともに、担い手が不足する地域では、将来にわたって地域農業を支える仕組みである「とちぎ広域営農システム」を早急に構築すること。

6. 林業の振興及び環境対策の推進について

(1) 林業の人材育成について

本県林業・木材産業の成長産業化を着実に進めていくためには、森林施業の集約化や機械化を促進し、労働生産性を高めながら、担い手となる人材の確保・育成を図ることが重要である。

本県林業の担い手の確保・育成の拠点として、令和6（2024）年度の開校を目指す栃木県林業大学校については、受講生を確実に確保し、即戦力となる人材をはじめ多様な人材を総合的に育成できる、魅力あるものとなるよう整備に取り組むこと。

また、多くの受講生が確保できるよう、教育委員会とも連携しながら、県内高校生等の生徒に広く周知することはもとより、県外へのPR活動にも積極的に取り組むこと。

(2) 森林の適正な管理と自然環境の保全について

①森林の若返りの推進について

利用期を迎えた森林資源の循環利用を促進し、森林の持つ公益的機能を高度かつ持続的に発揮させるため、とちぎの元気な森づくり県民税等を活用し、森林の若返りを図るための皆伐・再造林を推進するなど森林の適正な整備・保全に取り組むこと。

②森林環境譲与税の有効活用について

令和元（2019）年度に創設された森林環境譲与税の執行状況については、毎年増加傾向にあるものの、市町によっては十分に活用されず、基金に積み立てているものもある。

市町においては、林業技術者の不在など実施体制を十分に整えられないところもあることから、市町における譲与税の活用状況を踏まえながら、森林整備や人材育成・木材利用など、地域の実情に応じた活用に向け、助言や支援を強化すること。

③外来種等への対応について

近年、農林水産業のほか生態系や人の生命身体への被害など、社会全体の脅威となる外来種等が侵入・定着しており、早急な対策が求められている。

外来種の被害防止については、令和4（2022）年3月に県が策定した「栃木県外来種対策アクションプラン」に基づき、地域特性に応じた総合的・戦略的な対策に取り組むこと。

また、今年度から県南地域を中心に被害が急拡大しているナラ枯れ被害については、森林の公益的機能の低下や景観の悪化、倒木による二次被害等を招くことが懸念されるため、市町等と連携を図りながら、被害拡大の防止に取り組むこと。

(3) 持続可能な社会の実現に向けた資源循環の取組について

持続可能な循環型社会の実現のためには、ライフサイクル全体での資源循環の推進や廃棄物・リサイクル産業の振興が重要である。

現在、県では「3R（リデュース、リユース、リサイクル）」の考え方を基本に取組を展開しているところであるが、リサイクルの促進については、天然資源の消費を抑制することはもとより、地域経済の活性化や最終処分量の削減等の効果も期待できる。

そこで、焼却灰等を再利用したリサイクル製品を道路や河川等公共事業に利活用するなど、資源循環の取組をこれまで以上に促進すること。

7. 教育行政の推進について

(1) コロナ禍における学校教育活動の推進について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、子どもたちにとって多くの時間が失われた。未だに感染による影響が続いているものの、現在では、特に感染者の療養期間や濃厚接触者の待機期間等においては大きく緩和されてきた。しかしながら、学校休業等の期間や報道への対応等については、市町や学校毎に違いが見られ、保護者や子どもたちに戸惑いが生じているため、県教育委員会においては、県内での統一した対応がなされるよう、全体的な状況の把握に努め、一元的な情報管理体制の構築を図ること。

(2) ICT教育の推進について

GIGAスクール構想により整備されたタブレット端末を児童生徒一人一人がより効果的に活用できるよう、多人数アクセスが対応可能な高速通信環境の整備を進め、併せて児童生徒の情報活用能力や状況に応じた個別最適な学びや協働的な学びを実現するよう教職員のICT活用指導力の向上を図るとともに、市町間の体制整備の格差が生じないように、市町教育委員会と連携しながら、本県におけるICT教育を着実に推進していくこと。

さらに、「主体的・対話的で深い学び」の充実を図る観点から、紙の教科書とデジタル教科書との適切な併用の推進を図ること。

(3) 特色ある高校教育の推進について

昨年度から開始された新たな教育振興基本計画や、新学習指導要領を着実に推進するとともに、将来の社会環境の変化を見据え、「令和の日本型学校教育」の実現を目指して、高校教育の更なる充実を図っていく必要がある。

このため、次代を拓く特色ある高校教育をどのように進めるべきか、次期県立高等学校再編計画の策定に向け、「県立高校の在り方検討会議」の提言や県立高校再編フォーラムでの意見を踏まえながら、全日制、定時制、通信制の各高校の望ましい在り方について十分な検討を行うこと。

また、ロボットやA I等の先端技術を学べる職業系専門学科の充実に向け、様々な分野を複合的に学べる環境整備を進め、時代に即した人材育成に努めること。

あわせて、「学ぶなら栃木」という教育県を目指し、学力向上を図るための取組を進めるとともに、英語教育の充実、留学支援、国際バカロレア教育の導入検討など、グローバル人材の育成に取り組むこと。

(4) いじめや不登校の問題への取組強化について

子どもを取り巻く環境は複雑化、多様化し、いじめ問題は依然として後を絶たず、ネットによるいじめ等も増加している。いじめの問題の早期解決に向けて、「いじめ・不登校等対策チーム」や「ネットパトロール」の充実を図るとともに、学校等からの相談があった場合には「スクールロイヤー」を有効に活用すること。

また、スクールソーシャルワーカーの効果的な配置に努めるとともに、増員も含めた更なる機能強化を図ること。

さらに、子どもたちの抱える様々な問題にきめ細かく対応できるよう、教職員の資質向上に努めるとともに、豊かな心を育む道徳教育や自己肯定感、自尊感情、コミュニケーション能力を高める教育など、いじめ防止に向けた取組を推進すること。

また、国では、来年度にこども家庭庁を創設し、文部科学省とともに、いじめ防止を担うとしていることから、国の改編時において、対応に混乱が生じないよう、しっかりと情報収集するとともに、関係機関等と連携を図ること。

(5) 特別支援教育の推進について

県教育委員会においては、栃木と那須の特別支援学校の寄宿舎について、令和5（2023）年3月末の閉舎の時期を延期したところであるが、今後は、寄宿舎の在り方を含め、未来志向で持続可能な特別支援教育の大局的なビジョンを示すとともに、生活指導に係るカリキュラムの充実や教育と福祉の連携強化を図るな

ど、全ての子どもたちの生涯にわたる自立と社会参加に向けた取組を推進していくこと。

また、栃木県特別支援教育推進計画に基づき、全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るため、研修等を充実させるとともに、障害のある児童生徒に対して一貫した支援を行うため、個別の教育支援計画が進路先に適切に引き継がれるシステムを構築すること。

あわせて、関係機関、産業界との連携を深めることにより、就労支援の充実を図るとともに、市町が必要とする非常勤講師の配置等により、学校運営体制を強化すること。

(6) 信頼される教育環境の整備について

県教育委員会では、「学校における働き方改革推進プラン（第2期）」に基づき、教員の意識改革や業務改善を更に進め、各学校において、教員が本来の業務に専念し、児童生徒と向き合う時間を確保することで教育の質を高められるよう、取組を推進していくこと。

また、一部の教職員による不祥事により、児童生徒や保護者、そして地域社会からの本県教育への信頼がゆらいでいることから、教職員による不祥事の再発防止に向けた更なる取組により、児童生徒が安心して学べる教育環境の整備に努めること。

(7) 県立学校施設の長寿命化について

県立学校施設においては、給排水設備や受変電設備などで老朽化による故障リスクが高まってきていることから、「栃木県立学校施設長寿命化保全計画」に基づき、引き続き予防保全を推進し、安全安心な学習環境を確保すること。

あわせて、各学校が児童生徒にしっかりと向き合えるよう、トイレの洋式化など環境の整備や維持管理、安定的な学校運営に努めること。

(8) 部活動の地域移行に係る取組について

来年度から公立中学校の休日部活動の地域移行が段階的に開始される。国は、当初令和5（2023）年度からの3年間を「改革集中期間」としていたが、「改革推進期間」に変更し、来年度においても地域移行に向けた更なる課題の洗い出しや体制構築・環境整備に取り組むこととしていることから、各地域の実情を踏まえ、活動機会の確保や、家庭の経済的負担軽減、学校における部活動を通して育まれる人間関係等の利点も勘案しながら、子どもたちに混乱が生じないような取組を進めること。

8. 警察行政等の推進について

(1) 特殊詐欺を撲滅するための取組について

令和4（2022）年中における県内の特殊詐欺被害件数は前年比で増加に転じ、被害額も3億円を上回るなど深刻な状況にある。

被害者に占める高齢者の割合は依然として高く、被害全体の約9割を占めており、特に、身近な相談相手のいない単独世帯や、インターネットを利用しない高齢世帯も少なくないことから、「サギ・撃隊」の活用を有効的に進め、高齢者等に対する防犯指導を強化することを含め、引き続き、被害防止に向けた各種対策を推進すること。

(2) 交通死亡事故抑止対策の推進について

令和4（2022）年中における県内の交通死亡事故は、前年と比較し死者数は減少したものの、状態別では、歩行中の死者が大幅に増加するとともに、歩行中の死者の9割以上を高齢者が占めている。

県民においては車優先と考えがちであるため、これを「人優先」の正しい考えに変えられるよう、各種対策を強化すること。

また、「栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行を踏まえ、自転車に関係する交通事故防止に向けた交通マナー向上への啓発等に努めること。

(3) 総合的なサイバー犯罪対策の推進について

サイバー空間が我々の生活上の「公共空間」の一つとなってきた一方で、ランサムウェアをはじめとする不正プログラムの感染、個人情報の収集を狙ったフィッシングの被害等、その脅威は年々拡大、悪質化しており、サイバー空間における安全の確保が急務となっている。

また、栃木県青少年健全育成条例により児童ポルノにあたる自撮りの要求行為は規制されたが、依然としてインターネット上で画像が売買されるなど児童ポルノは流出の危険性が高く、一度流出すれば回収不能となり、将来にわたり被害少年を苦しめる要因となるため、自撮りを含め、被害防止を図ることが必要である。

よって、引き続き青少年を含むインターネット利用者を守るべく、インターネットリテラシーの向上や、サイバーセキュリティ意識の向上を図るための各種対策を推進すること。

(4) 経済安全保障における取組の強化について

国際情勢の複雑化、社会構造の変化等により、安全保障の裾野が経済・技術分野に急速に拡大する中、県民の安全を経済面から確保するための取組が重要となってきた。

県内の産学官から技術情報が流出することを未然に防止することを目的に設立された「とちぎ経済安全保障ネットワーク（TES-NET）」をはじめ、県内の企業や大学・研究機関に対しての啓発や周知に努めること。

(5) 様々な窃盗被害への対応強化について

一般住宅や店舗での窃盗被害、また建設機械等の窃盗被害に加え、近年増加している農作物や農業機械等の窃盗被害を踏まえ、「とちぎの農作物泥棒」情報提供BOXや、「いちご守り隊」といった対策強化を更に進め、本県の強みである農業が、安全安心に営めるよう努めること。